

一般社団法人 日本糖尿病・妊娠学会 役員および評議員選任規程

(目的)

第1条 この法人（以下本会という）の役員（理事、監事）および評議員の選任は、定款に基づき本規程に従うものとする。

(定義)

第2条 理事は、新評議員就任予定者により、当該新評議員就任予定者の中から候補者を選出し総会において選任される。監事は新理事就任予定者により社員の中から候補者を推薦し、総会において選任される。評議員は、本選任規程に基づいて社員により正会員の中から選任される。

(選挙管理委員会)

第3条 理事候補者、監事候補者および評議員の選挙は選挙管理委員会がその事務を管理する。

2 選挙管理委員会は理事長によって委嘱された A（内科）領域1名、B（産婦人科）領域1名、C（小児科）領域1名、D（メディカルスタッフ）領域1名をもって構成し、互選により委員長を選出する。

3 選挙管理委員会は、次の事務を行う。

- (1) 選挙に関する告知
- (2) 立候補の届出の受理
- (3) 立候補者の告知
- (4) 投票の管理及び開票
- (5) 候補者別得票数の確定
- (6) 本会理事長への選挙結果の報告
- (7) 選挙結果の公示
- (8) その他役員候補者および評議員の選挙事務の管理に必要な事項

4 選挙管理委員会の任期は4年間とする。

(評議員会)

第4条 評議員会は、次の事務を行う。

- (1) 役員を監督
- (2) その他役員および候補者の監督に必要な事項

(評議員被選挙権)

第5条 評議員被選挙権は次の基準を満たす正会員が有する。

- (1) 引き続き5年以上の本会の正会員であり、選挙の年の3月末までに会費を完納している。
- (2) 選挙年（評議員選挙が行われる年）の9月末日に満70歳未満の者。
- (3) 糖尿病と妊娠に関して、診療、教育、研究活動に優れた業績がある。

(選挙権)

第6条 評議員の選挙権は次の基準を満たす社員が有する。

- (1) 引き続き1年以上の本会の社員であり、選挙の年の3月末までに会費を完納している。

(評議員選挙方法)

第7条 評議員の定数は、選挙の年の3月末までに会費を完納した正会員10名につき1名の割合とする。

2 評議員の定数が50名に満たない場合、あるいは100名を越す場合は理事会で比例人員を変更することができる。

3 専門分野別に内科、産婦人科、小児科、メディカルスタッフとし、評議員定数は理事会で決定する

4 新理事長が必要と認めた場合、10名以内で評議員を追加選出することができる。追加した評議員は理事会で報告する。

5 選挙管理委員会は、投票が行われる年の5月31日までに選挙に関する公示を行う。

6 評議員候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。

7 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき評議員数、および投票方法を会員に告知する。

8 投票期間および開票は予め定められた日時に予め定められた場所において行う。

9 投票方法

(1) A(内科)領域、B(産婦人科)領域、C(小児科)領域、D(メディカルスタッフ)領域のすべての候補者について投票する。

(2) A(内科)領域5名、B(産婦人科)領域5名、C(小児科)領域2名、D(メディカルスタッフ)領域2名の候補者を連記する。

(3) 不完全制限連記、無記名投票とする。

(4) それぞれの領域で得票多数を得たものより順次当選者とし、得票数同数であるときは年長の者を当選者とする。

(5) 立候補者が定数に満たない場合、その数は欠員とする。

(理事候補者被選挙権)

第8条 選挙年(理事選挙が行われる年)の9月末日に満70歳未満で、新評議員就任予定者の者。

2 功労会員、名誉会員は理事候補者となることはできない。

3 理事候補者となり得る者は、選挙の年の3月末までに会費を完納しているものとする。

(理事候補者選挙権者)

第9条 理事候補者の選挙権は、理事選挙が行われる年に行われた評議員選挙で選ばれた新評議員就任予定者が有する。

2 理事候補者の選挙権者は、選挙の年の3月末までに会費を完納しているものとする。

(理事候補者選出方法)

第10条 理事候補者の定数は、選挙の前年末の分野ごとの会費完納会員数に基づいて理事会で決定する。

2 選挙管理委員会は、選挙が行われる年の8月31日までに選挙に関する公示を行う。

3 新評議員当選者の中で、理事候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。

4 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき理事数および投票方法を評議員に告知する。

5 開票は予め定められた日時に予め定められた場所において行う。

6 投票方法は定数の不完全制限連記、無記名とし、それぞれの領域ごとに得票多数を得たものより順次当選者とし、得票数同数であるときは年長の者を当選者とする。

7 理事候補者の立候補者数が定数と同数であるとき、または定数未満であるときは、評議員による信任投票を行う。信任とする投票の数が有効投票数の過半数に達しない場合には、社員総会における理事候補者となることができない。

(監事候補者被選挙権者)

第11条 監事候補者は、新理事就任予定者により社員の中から推薦されたものとする。

2 名誉会員は監事候補者になることはできない。

(監事の選出方法)

第12条 監事は、監事候補者の中から、社員総会の決議により選任される。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会に報告する。

(付則)

本細則は平成27年11月20日より施行する。

平成28年11月18日改訂 (第6条、第12条、第15条変更)

平成30年6月21日改訂 (第3条2、第3条3、第7条、第8条変更)

令和元年11月22日改訂 (第4条(2)、第7条変更)

令和2年11月14日改訂 (第4条新設、第2条、第8条、第9条、第12条変更)